広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県条例第四十六号

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（位置等） 第二条　（略） ２　（略） ３　第一項の区域のうち、知事が別に定める区域については、第四条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十七条の規定は適用しない。	（位置等） 第二条　（略） ２　（略）

別表第一（第五条関係）

種類	利用時間等		
	利用時間	摘要	
（略）	（略）	（略）	
体育館	（略）	（略）	
テニスコート	八時から一八時まで		

別表第一（第五条関係）

種類	利用時間等		
	利用時間	摘要	
（略）	（略）	（略）	
体育館	（略）	（略）	
キャンプ場	常設テント		
	テントサイト	一四時から翌日の一四時まで	一九時までに入場すること。
	ファイヤーサークル	一六時から二一時まで	
運動施設	テニスコート	八時から一八時まで	
	運動広場	八時から一八時まで	四分の一以上専用して利用する場合に限る。
野外ステージ		九時から二	

	（略）	（略）	（略）	（略）	
サイクリングロード	（略）	（略）	（略）	（略）	
アスレチックコース	（略）	（略）	（略）	（略）	

別表第二（第九条関係）

一　（略）

区分	単位	利用料金の範囲			
（略）	（略）	（略）			
体育館	（略）	（略）			
テニスコート	（略） （略） （略）	（略） （略）			

	（略）	（略）	一時まで		
サイクリングロード	（略）	（略）	（略）		
キャンプ用具			一四時から翌日の一四時まで		
ロープ塔			八時三〇分から一七時まで		
自転車			九時から一七時まで		
アスレチックコース	（略）	（略）	一四時から翌日の一四時まで	1　一九時までに入場すること。 2　利用期間は、四月一日から一一月三〇日までの間に限る。	九時から一七時まで
オートキャンプ場	宿泊	一時使用			
バーベキュー広場			九時から一七時まで	利用期間は、四月一日から一一月三〇日までの間に限る。	九時から一七時まで

別表第二（第九条関係）

一　（略）

区分	単位	利用料金の範囲			
（略）	（略）	（略）			
体育館	（略）	（略）			
キャンプ場	常設テント	一基一回につき	六、一〇〇円以内		
	テントサイト	一箇所一回につき	一、二〇〇円以内		
テニスコート	（略） （略） （略）	（略） （略）	（略）		
	全天候コート	（略） （略）	（略）		
	クレーコート	一面一時間までごとに	一、二〇〇円以内		
		宿泊所に宿泊する者			
		その	一、五〇〇		

| | | |

附　則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。